

小児難治性腎疾患治療研究会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 1. 本会は小児難治性腎疾患治療研究会と称する。

(事務局)

第二条 1. 本会の事務局を東京都立小児総合医療センター腎臓内科に置く。
「小児難治性腎疾患治療研究会」事務局
〒183-8561 東京都府中市武蔵台2-8-29 TEL：042-300-5111

第二章 目的および事業

(目的)

第三条 1. 本会は小児難治性腎疾患の治療に関わる基礎的・臨床的研究を行い、知見・情報交換・討議を通じて、医療の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第四条 1. 本会は第三条の目的を達成するための次の事業を行う。
(1) 学術集会
(2) その他本会の目的達成に必要な事項

第三章 会 員

(会員)

第五条 1. 本会の会員は小児難治性腎疾患に関する治療あるいは研究に携わる者で、本会の目的に賛同し、本会の事業に参加・協力する者。

第四章 役員・顧問ならびに運営

(役員)

第六条 1. 本会に次の役員を置く。
(1) 代表世話人 1 名
(2) 副代表世話人 1 名
(3) 世話人 若干名
(4) 監 事 1 名
(5) 顧 問 若干名

2. 本会の役員は任期を2年とし、再任を妨げない。
3. 代表世話人は副代表世話人を指名する事ができる。
4. 副代表世話人は、代表世話人に替わって世話人会の議長となりその業務を総括する。
5. 顧問は研究会の活動、運営につき大局的見地から助言を行う。

(監事)

- 第七条 1. 監事は本会の会計及び資産を監査する。
2. 監事は世話人会が会員より推薦し、世話人会の承認を得て選出する。

(学術集会)

- 第八条 1. 学術集会は原則として年1回以上開催する。

(世話人会)

- 第九条 1. 世話人会は必要に応じ代表世話人が招集する。
2. 代表世話人は、世話人より互選する。
3. 世話人は世話人会が会員より推薦し、世話人会の承認を得て選出する。
4. 世話人会は必要に応じ外部から世話人会に招聘することができる。

第五章 会 計

(経費)

- 第十条 1. 本会の経費は次の収入をもってあてる。
(1) 会費（金3,000円とする。学術集会参加費を研究会費に充当することを認める。別途臨時会費を徴収することができる。）
(2) 助成金
(3) その他の収入

(会計年度)

- 第十一条 1. 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終る。

(会計)

- 第十二条 1. 会計は事務局が行う。

第六章 会 則

(会則の改定)

- 第十三条 1. 会則の改定は世話人会において討議し、世話人会の承認を得て決定する。

(会則の施行)

- 第十四条 1. 本会則は、平成27年6月5日より施行される。本会の活動期間は5年間とし、活動の延長に関しては活動期間終了の前年世話人会にて決定する。

改訂日 平成30年4月1日

附則

1. 役員・顧問を以下の通りとする.

代表世話人	: 石倉 健司
世話人	: 荒木 義則
世話人	: 飯島 一誠
世話人	: 伊藤 秀一
世話人	: 後藤 芳充
世話人	: 仲里 仁史
世話人	: 中西 浩一
世話人	: 濱崎 祐子
世話人	: 濱田 陸
監 事	: 松山 健
顧 問	: 吉川 徳茂
顧 問	: 本田 雅敬

以上.